

# 企画競争説明書

業務名称： スリランカ国流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災の主流化促進プロジェクト

案件番号： 19a00910

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年12月 4日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年12月 4日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：スリランカ国流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災の主流化促進プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年3月 ～ 2024年3月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。

(1) 第1期：2020年3月上旬～2022年9月上旬

(2) 第2期：2022年9月中旬～2024年3月下旬

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【担当課、担当者氏名及びメールアドレス】

契約第1課 木戸 正巳

Kido.Masasmi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロ

ポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年12月11日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年12月16日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年12月27日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
なし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) LKR 1 = 0.61120 円
- b) US\$ 1 = 109.485000 円
- c) EUR 1 = 120.522000 円

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／防災・流域管理
  - b) 治水／水関連災害計画

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 26M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

### 最低見積価格との差（％）に応じた価格点

最低価格との差（％）	価格点
3％未満	2. 2 5 点
3％以上 5％未満	2. 0 0 点
5％以上 10％未満	1. 7 5 点
10％以上 15％未満	1. 5 0 点
15％以上 20％未満	1. 2 5 点
20％以上 30％未満	1. 0 0 点
30％以上 40％未満	0. 7 5 点
40％以上 50％未満	0. 5 0 点
50％以上 100％未満	0. 2 5 点
100％以上	0 点

#### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年 2月 4日（火）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関

連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

## 1.3 その他留意事項

### （1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### （4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### （5）虚偽のプロポーザル



プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：途上国における防災能力強化に関する各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

a) 業務主任者／防災・流域管理

b) 治水／水関連災害計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

#### 【業務主任者（業務主任者／防災・流域管理）】

a) 類似業務経験の分野：防災・流域管理に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：スリランカ及び全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

#### 【業務従事者：担当分野 治水／水関連災害計画】

a) 類似業務経験の分野：治水及び水関連災害計画に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：スリランカ及び全途上国
- c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10.00)</b>	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40.00)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50.00)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(34.00)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
①業務主任者の経験・能力：業務主任者／防災・流域管理	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／防災・流域管理	( )	(11.00)
ア) 類似業務の経験		4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		2.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③業務管理体制、プレゼンテーション	－	(12.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
イ) 業務管理体制	－	5.00
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： 治水／水関連災害計画</b>	<b>(16.00)</b>	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2020年 1月14日（火） 16：00～  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町）208会議室
3. 実施方法：
  - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
  - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
    - a) 電話会議  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
    - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議  
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

## 第3 特記仕様書案

### 1 プロジェクトの背景

スリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」）は地形的・気象的特徴から洪水、地すべり、干ばつといった自然災害に対し脆弱であり、加えて気候変動の影響も懸念される。2016年5月に発生した豪雨による主要都市コロンボを含むケラニ川流域等における洪水及び中部地域山間部における土砂災害では、死者100名以上、経済被害約700億円以上が発生した。また、2017年5月に発生した豪雨による洪水・土砂災害では死者200名以上という甚大な被害を受けており、自然災害への対応が持続的な開発を進める上で喫緊の課題となっている。

災害による被害を低減するため、2004年のスマトラ沖地震・津波を契機として、スリランカ国政府は災害対策法の制定、国家防災委員会、災害管理省、災害管理センターの設立等を通じた災害対策強化に取り組んでいる。また2013年には防災主流化を目指し、国家災害管理計画（National Disaster Management Plan：NDMP）2013-2017が制定され、行政レベル別・セクター別災害管理計画の策定、各種委員会の設置等が規定されている。そしてNDMPのアクションプランという位置づけで国家総合災害管理プログラム（Sri Lanka Comprehensive Disaster Management Program：SLCDMP）2014-2018が策定され、NDMPの実施に際して生じる具体的課題と対応策、担当機関、必要予算額、実施時期、評価指標等が記載されている。しかし、SLCDMPに記載はされているが、未承認ないし予算配賦が行われていない事業が多い。また地方レベルにおいても、依然として災害発生後の事後対応が中心であり、事前防災投資や防災の視点を取り入れた開発は進んでいない。

以上の状況を踏まえ、JICAが実施した「防災セクター情報収集・確認調査（2016-2017）」（報告書を配布）では、2015年3月に開催された第三回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組2015-2030（以下「仙台防災枠組」という。）に基づき、スリランカにおける災害リスク削減に向けた防災セクターの方向性を、防災ロードマップという形で明確化した。防災ロードマップでは、河川流域において流域全体を念頭に置いて各県・自治体が域内の具体的な防災計画を作成・実行するとともに、防災主流化を進めるべき旨が提言されている。

かかる状況のもと、スリランカ国政府より、主要都市であるコロンボを含むケラニ川流域を対象とした、流域全体を念頭に置いた地方防災計画を策定し、防災主流化促進を図るための支援が要請された。JICAは、2019年9月から10月にかけて詳細計画策定調査を実施し、その結果をもとに災害管理センター（Disaster Management Center：DMC）及びその所管省庁である行政・災害管理・畜産開発省との間で本プロジェクトの詳細を記載したRecord of Discussions（以下「R/D」という。）を2019年11月15日に締結した。

### 2 プロジェクトの概要

#### （1）プロジェクト名

流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災主流化促進プロジェクト

#### （2）上位目標

本事業で構築されたメカニズムに基づいてスリランカ国内で防災主流化と防災事前投資が促進される。

#### （3）プロジェクト目標

地方防災計画の策定を通じて、防災主流化と防災事前投資を促進するメカニズムがケラニ川流域で試行され、強化される。

#### （4）期待される成果

成果1：流域内調整と防災主流化を促進するためのメカニズムとロードマップが明確化される。

成果2：国家レベルおよび地方レベルにおいて、関係機関・郡（以下、「DS Division」）事

務所・地方自治体（Local Authority、以下、「LA(\*1)」）によって防災の視点を開発事業に取り入れるためのシステムが構築される。

成果3：ケラニ川流域における災害リスクを踏まえて、流域戦略と地方防災計画が策定される。

成果4：ケラニ川流域のパイロット地域において開発プロセスへの防災主流化が促進される。

\*1:本事業は、行政構造上独立している、中央省庁管轄下の県・DS Division 含む統治ラインと、州政府管轄下である LA 含む自治ラインの双方の関与により実施。

#### (5) 活動の概要

- 1-1. 国家・地方レベルにおける現状の開発事業の選定・予算配賦・調整メカニズムをレビューする。
- 1-2. DMC、灌漑局、都市開発庁、県、その他関係機関よりケラニ川流域調整組織（以下、「TWG」）を設置し、構成員の役割と責任を明確にする。
- 1-3. ケラニ川流域における既存の調整メカニズムと現状、DRR 関係機関の能力、役割・所掌、既存取り組み、投資計画、過去の災害記録、都市開発計画等を整理し報告書に取りまとめる。
- 1-4. 上記を踏まえたうえで、ケラニ川流域におけるパイロット DS Division・LA を選定し、成果4の活動を実施する。
- 1-5. 成果3、4の活動の教訓を通じて、プロジェクト成果を他流域に展開するための実施計画と実用的なガイドラインを作成する。
- 2-1. 国家計画局（National Planning Division、以下、「NPD」）と協力し、関係機関がNPDの開発事業申請書を作成するための、災害リスク評価・防災主流化マニュアルをDMCの防災主流化ガイドラインに沿って開発する。
- 2-2. 上記マニュアルについて、NPDの承認の上、ワークショップを通じて関係機関への周知と研修を実施する。
- 2-3. 上記マニュアルをDS Division向けに改訂したうえで、ケラニ川流域全てのDS Divisionを対象とした事業提案に係る研修を実施する。
- 2-4. 防災主流化マニュアルをLA向けに改訂したうえで、ケラニ川流域の全てのLAを対象とした防災主流化に係る研修を実施する。
- 2-5. 成果4の活動の教訓をもとにして、DS Division・LA向けマニュアルを最終化する。
- 3-1. 既存の流域投資計画に基づいて同計画の進捗と人口増を考慮し、ケラニ川流域における災害リスクと想定被害について短期・中期・長期で評価する。
- 3-2. TWGが中心となり、既存の開発計画を考慮の上、ケラニ川流域のリスク軽減のために必要な構造物対策・非構造物対策を特定する。
- 3-3. TWGが中心となり、活動3-2で整理されたケラニ川流域のリスク削減のための必要な構造物対策・非構造物対策の優先付けを行い、短期・中期・長期防災計画（ケラニ川流域防災計画）を策定する。
- 3-4. 上記計画をケラニ流域内の各県調整委員会において協議し、既存の県災害管理計画に含まれる減災計画として反映させる。
- 4-1. 成果3により策定されたケラニ川流域防災計画に基づいて、パイロットDS Division・LAが実施すべき施策を選定する。
- 4-2. TWGはケラニ川流域防災計画をDS Division調整委員会において協議し、既存のDS Division防災計画に含まれる減災計画として反映させる。

- 4-3. 活動 2-3 で作成されたマニュアルに基づき、パイロット DS Division が 4-1 の施策について、各関係省庁への事業提案を行う。
- 4-4. 活動 2-4 で作成されたマニュアルに基づき、LA は活動 4-1 で選定された事業を開発計画及び年次予算書に反映させる。
- 4-5. TWG は DS Division 調整委員会を通じて、DS Division 及び LA の事業提案、計画実施の進捗をモニタリングする。

(6) 対象地域

コロombo、パイロットサイト（ケラニ川流域）

(7) 関係官庁・機関

① カウンターパート機関

(和) 災害管理センター

(英) Disaster Management Center (DMC)

② その他の実施機関

災害管理担当省、NPD、地方自治担当省、灌漑担当省、灌漑局、道路開発庁、都市開発庁、スリランカ土地開発公社、国家建築研究所、パイロット DS Division・LA 等

(8) プロジェクト期間

2020 年 3 月～2024 年 2 月を予定（計 48 か月）

### 3 業務の目的

「流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災主流化促進プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4 業務の範囲

本業務は、JICA と DMC との間で 2019 年 11 月 15 日に締結した R/D に基づいて実施される「流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災主流化促進プロジェクト」の枠内で、「3 業務の目的」を達成するため、「5 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す文書等を作成するものである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗把握及び成果の発現を促進し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICA に提言を行うことが求められる。

### 5 実施方針及び留意事項

(1) 国際、地域枠組及び国家政策の達成への貢献

本プロジェクトの枠組は、持続可能な開発及び防災、気候変動に関する国際枠組、そしてそれらに基づくスリランカ国家政策や計画に準じており、それらの達成促進に寄与するものである。特に、仙台防災枠組のグローバル・ターゲット(e)（2020 年までに国家及び地方防災戦略を有する国数を増加させる）のうち、地方防災戦略（計画）は多くの国で策定が進んでおらず、達成の促進が国際的な課題となっており、スリランカも同様の状況であることから、本プロジェクトは同ターゲットの達成に貢献するものであることを DMC との間で確認している。よって、コンサルタントはこれらの関連枠組及び政策等の内容や動向について十分に理解し、業務計画やワークプランがそれらに沿った内容にするとともに、活動を実施する際も常に留意すること。

(2) スリランカ側防災関連機関との協働体制の構築

スリランカ防災法では、DMC が防災に関係する先方政府機関（2. (7) その他実施機関含む、以下防災関係機関と表記）の調整を所掌すると定められている。本プロジェクトは、各防災関係機関が連携して国家及び地方における開発事業への防災の視点の導入及び防災計画の策定、実施、モニタリングを通じた防災投資の拡大を実現することを狙いとする。その



ため、本プロジェクトを通じて DMC と防災関係機関の協働体制を構築すべく、以下の点に留意してプロジェクト活動を実施することとする。

- ① DMC の防災関係機関の調整能力は現状高くないため、プロジェクト序盤・中盤においてはコンサルタントチームが DMC とともに防災関係機関に働きかけ、協働体制の基盤を構築する必要がある。そのため、コンサルタントチームが不在となる期間がなるべく短くなるように要員の現地活動計画を工夫すること。
- ② 本プロジェクトへ防災関係機関の積極的な参加を促すこと。そのために、本プロジェクトの成果が各機関の本来業務に資することを理解させる必要がある。また、本プロジェクトへの関与が特に求められる機関に対して所掌分野のコンサルタントを派遣するなど、その他工夫に関する具体案があればプロポーザルにおいて提案すること。
- ③ 本プロジェクト成果の活用及び発展のため、プロジェクト内で構築された DMC と防災関係機関の協働体制及び業務フローを持続的なものとするべく、協働体制・業務フローに係るガイドライン・マニュアルの法制度化及び上位組織の承認等を検討し、コンサルタントチームは支援を行う。

### (3) 本プロジェクトにおける防災主流化の定義

本プロジェクトでは防災主流化の定義を「(i)あらゆる開発セクターに防災の視点を取り入れる(ii)防災に関する予算及び投資の拡大」と定義することを先方政府と合意している。防災主流化という言葉を使用する際には上記定義に留意すること。また、定義の(i)、(ii)について言及する際の英語表現をプロジェクト内で統一すること。例としては、(i)incorporating Disaster Risk Reduction (以下、「DRR」) into development、(ii)enhancing DRR investmentなどを想定している。また、関係者の防災主流化への意識を向上させるため、プロジェクトの活動を実施するうえで、各活動は防災主流化の定義の内どちらに、もしくは両方に貢献するものであるかを意識し、先方政府側を含めて共通の理解を持つように留意すること。

### (4) 本プロジェクトにおける LA の巻き込み

スリランカにおいては、行政構造として統治ラインと自治ラインが存在する。統治ラインは中央省庁及び直轄の県・DS Division・行政村を含むラインを、自治ラインは州政府及び直轄の LA である市・町・村を含むラインを指し、行政構造上独立している。行政構造の詳細は「詳細計画策定結果（配布資料）」を参照のこと。統治ラインの DS Division の中に町が二つ存在するなど、統治ラインと自治ラインのそれぞれ行政単位の境界線は必ずしも重ならない。

防災に関する所掌が与えられているのは統治ラインであるため、現状自治ラインは防災の取り組みをほとんど行っていない。しかし、LA は土地利用計画を策定する権限があり、また水路等一部防災に関連する施設の維持管理や LA が実施する道路建設における防災の視点導入など、防災に関する活動を担う必要があるため、本プロジェクトにおいて地方防災計画の策定（法的には現状統治ラインが策定するもの）に LA を関与させる必要がある。現時点では LA は防災の概念を理解していない可能性が高く、基礎的な意識啓発から取り組む必要があることに留意すること。

### (5) パイロット地域の設定

本プロジェクトでは、成果 4 においてパイロット地域を対象とした活動を含めており、ベースライン調査の結果を基に、災害被害の大きさ、人口、資産の集積度合い、土地利用状態、他案件との連携、政治的な注目度、行政能力などの観点から、ケラニ川流域において 4DS Division・4LA を選定（可能な限り DS Division と LA の境界が重なる地域選定し、DS Division レベルの地方防災計画を 4 つ策定、パイロット地域はスリランカ側、JICA、コンサルタントチームが参加する合同調整委員会にて最終決定）することを想定している。

パイロット事業は実施した成果そのものが目的ではなく、活動を通じて、他地域への普及や全国展開について貴重な経験・教訓を抽出して、それを仕組みとして確立していくことが

重要となる。スリランカの DS Division 及び LA は地理的・経済的・社会的な差があるため、他地域への展開に係る有益な教訓を得るためには、パイロット DS Division・LA の選定は重要となる。よって、パイロット DS Division・LA 選定の基準案の検討においては他地域への展開を行うことを意識し、十分な知見・教訓が得られる基準とすること。また、選定基準や方法、結果についてスリランカ側と上記の共通認識を得て進めるよう留意すること。

なお、パイロット DS Division、LA の選定の基準案をプロポーザルにて提案すること。また、パイロット活動を 2DS Division・2LA ごとに 2 段階に分けて実施し、初回の活動で得られた課題や教訓を生かして後半の活動を行うことを想定しているが、パイロット活動について具体的な進め方の案がある場合にはプロポーザルにおいて提案すること。

#### (6) 本プロジェクトと関連する世界銀行実施のプロジェクト情報収集

本プロジェクト成果 3、成果 4 の活動対象地域をケラニ川流域とする。ケラニ川流域において、世界銀行は灌漑局をカウンターパートとして、Climate Resilience Improvement Project(CRIP)及び Climate Resilience Multiphase Programmatic Approach(CResMPA)を実施してきている。CRIP ではケラニ川本流における築堤やダム建設を含む流域投資計画を作成、CResMPA では CRIP で作成した流域投資計画を実施している。両プロジェクトの詳細については「詳細計画策定調査報告書(案)(配布資料)」及び「CRIP 報告書(配布資料)」を参照のこと。未だ公表されていない CRIP の成果及び CResMPA の進捗状況について、プロジェクト開始後も灌漑局及び世界銀行側より情報を収集することに留意する。

#### (7) 本プロジェクトにおける流域戦略の考え方

本プロジェクトでは、ケラニ川流域において CRIP の成果である流域投資計画及び災害リスク評価を踏まえた流域戦略(流域防災計画)を作成し、同戦略に基づき地方防災計画をパイロット的に策定していく。流域戦略を検討するうえで、スリランカの治水を所掌しており、CRIP 及び CResMPA のカウンターパートである灌漑局の関与が不可欠であることに留意する。具体的には、灌漑局が主導して流域戦略を策定することを現時点で想定している。本プロジェクトへ灌漑局を積極的に参加させるためのプロジェクト実施体制構築方法や支援方法について、プロポーザルにおいて提案すること。

#### (8) 流域戦略に基づく地方防災計画策定

##### ① 地方防災計画策定の考え方

JICA は、2020 年を目標年とする仙台防災枠組のグローバル・ターゲット(e)のうち地方防災計画の策定を効果的かつ実践的に促進するため、「8 ステップー地方防災計画の策定に係る実践手法」(配布資料)を取りまとめた。本プロジェクトの成果 3、成果 4 における地方防災計画の策定に係る活動を実施する際には、スリランカにおける行政プロセスや行政構造に合わせつつ、同手法を活用すること。地方防災計画の策定において、具体的なコンサルタントチームの支援方法案、例としてどこまでコンサルタントチームが計画を主導して作成するか、各関係機関をどのようにファシリテートするか等をプロポーザルにおいて提案すること。また、本プロジェクトの実施結果を踏まえ、本手法について改訂すべき内容がある場合には JICA にフィードバックすること。

##### ② 対象とする災害種

本プロジェクトで策定する地方防災計画の主な対象災害は洪水とすることをスリランカ側と合意している。しかし、ケラニ川流域では洪水による工場の汚染物質流出など水関連災害が見られ、プロジェクト開始後にスリランカ側より対応を求められた場合には、先述の 8 ステップに基づいた簡易な地方防災計画の検討など最小限の対応を行う可能性があることに留意する。

##### ③ 本プロジェクトで策定した地方防災計画の位置づけ

スリランカにおいては、統治ラインの県・DS Division・行政村の災害管理計画を作成

することが国家災害管理計画 2013-2017 に定められていた（現在、災害管理計画 2018-2030 の承認待ち）。同計画を受けて、全県及び全約 330DS Division のうち約 200DS Division において災害管理計画は策定済みであるが、内容は災害対応のみである。

本プロジェクトでは、流域戦略に基づいてパイロット DS Division 及び流域内各県の災害管理計画の災害リスク削減に係る内容を追加し、もって DS Division レベル・県レベルの地方防災計画と位置付けることを現時点では想定している。これは法的裏付けのもと、計画に含まれる防災事業が確実に担当機関によって実施されることを狙いとするためである。ただし、県災害管理計画には流域戦略に含まれる事業を反映させるに留めることを想定している。一方、DS Division 災害管理計画には流域戦略に含まれる事業を反映させつつ、事業を実施しても残存するリスク（残余リスク）に対応するための事業も含むことを想定する。例としては、LA による土地利用計画に防災の視点を反映させる等が挙げられる。また、流域戦略の策定主体（灌漑局が主導するプロジェクト活動グループ）と流域各県代表者の協議・情報共有を行う場を設置し、必要に応じて各県の地方防災計画の内容の調整を図ることを想定する。

#### ④ 地方防災計画策定状況の関係者への共有

本プロジェクトでは流域戦略に基づいて地方防災計画を策定していくため、計画策定対象地域以外の地域と内容を調整し、防災事業の整合性を取っていく必要がある。そのため、県内の DS Division 及び LA 代表者を含む県調整委員会（既設）及び DS Division 内行政村及び LA 代表者を含む DS Division 調整委員会（既設）において、統治ライン、自治ライン双方に計画内容及び策定の進捗を共有する。

また、調整委員会の場に限らず、パイロット県・DS Division・LA 以外のケラニ川流域の県・DS Division・LA 関係者に対し、地方防災計画策定の状況及び教訓を発信する場を設けるなど、将来的な他地域への展開に向けた土台を構築することにも留意すること。

#### （9）開発事業担当機関への防災の視点の導入

スリランカでは統治ラインの各開発事業担当機関に対し、NPD が 1,000 万スリランカ・ルピー以上の公共事業に関して提出・審査を課している開発事業申請書を活用し、開発事業へ防災の視点の導入を進めている。しかし、同申請書には防災の視点が入り入れられているかどうか、災害リスクアセスメントを実施したかどうかを問う項目が設けられているものの、設問としても意図が分かりづらく、また開発事業担当機関側もどのように情報を収集、記載すべきかが把握できていないという現状がある。

かかる状況に鑑みて、本プロジェクトにおいてはそれらに関するマニュアルを整備する等により改善を図る。マニュアル整備に留まらず、開発事業申請書の改訂等、同申請書に係る取り組みの成果を最大化するための改善を検討する。また、継続的にマニュアルが利用されるべく、NPD の承認を得て NPD から全開発事業担当機関へ配布する等の工夫を行うこと。また、DMC の所掌である防災主流化のモニタリングの持続性を担保するため、NPD の開発事業申請書から得られた防災に関する情報を DMC へ共有されるような仕組みづくりの検討などにも留意すること。

#### （10）本プロジェクトによる災害リスク削減のための防災投資の促進

本プロジェクトでは、開発事業に防災の視点を導入すること及び地方防災計画実施によって防災投資の促進を狙いとする。特に後者については、スリランカの会計年度（1 月-12 月）を意識して計画実施のための予算獲得に向けた活動計画を工夫すること。また、プロジェクト実施中及び終了後において、地方防災計画に基づいてスリランカ政府の予算だけではなく、ドナーなどの外部資金の獲得を視野に入れ、獲得に必要なプロセス及び情報について整理するよう留意すること。

#### （11）既存の協力成果の活用及び他案件との連携

本プロジェクトにおいては、JICA がこれまで実施してきた防災関連の案件の知見や人的資

源・関係を十分に活用、また現在実施中の他防災案件と連携すること。特に、開発計画に防災の視点を導入した事例としては「気候変動に対応した防災能力強化プロジェクト」（2010年～2013年）（業務完了報告書を配布）において作成されたガイドラインが、また、他防災案件との連携を検討するうえで、現在コロombo周辺地域において実施中の「コロombo都市圏雨水排水計画策定プロジェクト」（2019年～2021年）（詳細計画策定結果を配布）が参照可能である。既存案件の成果の活用及び他防災案件との連携について、その他具体的な案がある場合には、プロポーザルにて提案すること。

## （12）プロジェクト実施体制

### ① プロジェクト実施体制

本プロジェクトの主たるカウンターパート機関は、DMCである。本プロジェクト実施体制として、DMC センター長をプロジェクトダイレクター、DMC 減災・研究・開発課長をプロジェクトマネージャーとする。また、プロジェクトダイレクターの下にテクニカルワーキンググループ（以下、「TWG」という。）を設置し、各成果の活動に関連する他機関の職員及び DMC 内他部署の職員をプロジェクトマネージャーの調整により各活動へ配置していく。具体的な TWG へ参画すべき機関及び職員、各活動へのカウンターパートの配置はプロジェクト開始後成果 1 の活動において、ジェンダーバランスに配慮しつつ検討する。なお、本プロジェクトへ防災関連機関からの職員の参加については、プロジェクト開始前に DMC を通じて依頼済みである。。

### ② 所管省庁やカウンターパートの変更

スリランカでは省庁再編が頻繁に行われており、この 1 年間でも DMC の所管省庁が 2 回変更されていることから、プロジェクト実施期間中に DMC の所管省庁が変更となる可能性がある。また、2019 年 11 月 16 日に実施された大統領選挙により政権が交代しており、政治的な理由によりプロジェクトダイレクターである DMC センター長が異動となる可能性がある。これらの要因によって事業の進捗や持続性に影響を与える可能性があることから、コンサルタントは、2020 年 1 月から 3 月の期間に予定されている議会選挙結果を含め、プロジェクト期間を通じてスリランカ政府の動向情報収集を行うとともに、プロジェクトの実施体制に変更が生じた場合も出来る限り影響を抑え、円滑にプロジェクト活動が継続できるよう特に留意する。

また、プロジェクト成果の持続性確保の観点から、能力強化や体制構築の過程や結果をガイドラインやマニュアル等の文書として整理したうえで、先方政府や機関内で承認を得るなど、プロジェクト成果が先方政府のオーナーシップに基づきプロジェクト終了後も使用されるような工夫を行うこと。

### ③ 長期専門家及び対スリランカ JICA 防災分野関係者との連携

災害管理担当省には別途、JICA の技術協力の枠組みで長期専門家「防災行政アドバイザー」が派遣されている（2017 年 6 月 28 日-2020 年 6 月 23 日）。同専門家は、スリランカ国家防災計画（National Disaster Management Plan : NDMP）の改訂作業へのアドバイザー及びコロombo南部に位置するカルタラ県、ラトナプラ県を流れるカル川流域の複数地域を対象としてパイロット的に地方防災計画策定に係る活動を行っている。そのため、コンサルタントは長期専門家と適宜情報を共有及び長期専門家の活動終了後においてもカル川流域における地方防災計画策定の情報収集を行い、得られた教訓・知見を本プロジェクトにおいても活用すること。

また、JICA 及びその他日本の関係機関がスリランカに対して防災関連の協力を実施していることから、日本からの防災協力として一貫性を持って実施する必要がある点に留意すること。このため関係者と積極的に情報交換を行い、月報等を通じて結果を JICA に報告すること。

### (13) プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

#### ① プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスである。そのため、コンサルタントは事業成果の発現に向け、先方実施機関及び JICA と協同で創意工夫し、事業進捗の促進に向けた取組を行うことが基本となる。よって、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として関係者へ共有するとともに、活動へ反映すること。

また、スリランカでは大雨による洪水や地滑り等の災害が発生すると、DMC 及び県、DS Division、LA が応急対応に従事し、プロジェクト活動が予定どおり実施できない可能性がある。このような災害発生時には、災害への対応を優先させつつ、柔軟に計画変更を行うとともに、防災関係機関による災害対応、関係機関との調整、地方及びコミュニティレベルにおける実際の行動を検証し、教訓を得て、スリランカにおける防災上の課題を明確にする機会として活用し、プロジェクト活動に反映させる。

コンサルタントは、プロジェクトの方向性について適宜 JICA に提言を行うこと。JICA はこれら提言を検討し、先方実施機関との間で合意文書の変更やそれに伴うコンサルタントとの契約変更等、必要な対応をとることとする。

#### ② Monitoring Sheet の作成・活用

本プロジェクトでは、本業務実施契約で派遣される JICA 専門家チーム及びカウンターパートによる定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定の Monitoring Sheet 様式を用いて、派遣前の事前打ち合わせにて Ver. 1 を JICA と確認し、その後の第一回合同調整委員会（Joint Coordination Committee. 以下「JCC」という。）においてカウンターパートと協議を行い、合意する。

案件開始後は、6 か月ごとの定期的なモニタリング（PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認、等）をカウンターパートと合同で行い、JICA スリランカ事務所に提出すること。Monitoring Sheet に定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナーの防災関連事業の進捗状況を含むこと。

#### ③ JCC への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、カウンターパートの配置等、基本計画の詳細について協議する JCC を、少なくとも年に 1 回は実施することが R/D 本文に記載されている。コンサルタントは JCC の開催に際し、基礎資料として既の実施した業務に関連して作成した資料等や活動結果を整理、カウンターパートや JICA へ提供するとともに、カウンターパートによる準備が円滑になされるよう状況の確認及び支援を行うこととする。

なお、JCC は日本・スリランカ双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記②Monitoring Sheet を JCC の基本文書として活用すること。

#### ④ モニタリングへの協力

プロジェクト実施中の日常的な進捗確認は、コンサルタントがスリランカ側関係者と一緒に議論する。プロジェクト進捗に支障をきたす事案が発生した場合は、速やかに JICA へ報告・相談を行うこと。

JICA は、以下の場合において適宜運営指導調査を実施する予定である。

- (ア) プロジェクト開始時、開始後 24 ヶ月頃及び終了時
- (イ) プロジェクトの計画の見直しが必要な場合
- (ウ) 実施運営上の問題が発生している場合

調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において協議の調整や同席等、調査

団へのサポートを行うものとする。

#### (14) 国際・地域会議等における成果発信

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバル・ターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国プロジェクトの成果を発信できる機会において、より効果的に発信できるように、コンサルタントはJICA、DMCと相談すること。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバルプラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが1年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの1つとして設定し、プロジェクトの進捗管理及び成果発信を行っていくこと。

本プロジェクト実施期間中には、2021年と2023年に防災グローバルプラットフォーム、2020年6月（オーストラリア、ブリスベン）と2022年にアジア大洋州地域における防災プラットフォームがそれぞれ開催される予定であることから、これらを含む国際会議を活用してスリランカ側カウンターパート及びJICAが本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもって双方と相談すること。

また、プロジェクト成果の共有や広報の観点から、第三国への出張が本プロジェクトの実施において有用と考える場合には、これを積極的に検討し、プロポーザルの中で提案し、別見積もりにて積算すること（必要と認められる場合、JICAからスリランカ側に提案する）。

#### (15) プロジェクト活動の記録

JICAは独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る報告書等に記録し、JICAに報告すること。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画及び裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てること。

#### (16) 広報

本事業の実施にあたっては、本事業の意義、活動内容、成果について、スリランカ国と日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を最低限含めつつ、仙台防災枠組の内容、構成を踏まえた効果的な広報計画をプロポーザルで提案すること。同計画においては上記の国際会議等のイベント日程を考慮すること。また、本プロジェクトはSDGsにおけるターゲットへの貢献も含まれるためこれに対する広報計画にも留意する。

##### ① 現地マスメディアへの発信

本事業の開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をスリランカ国内に広く認識してもらうため、JICAスリランカ事務所と協力し、現地マスメディアに対するプレスリリースの配信や記者向け説明等を行うこと。また、その際は、カウンターパート機関の広報部門と協力し、カウンターパート機関から現地マスメディアへの発信を積極的に行うよう働きかけを行うこと。

##### ② スリランカ政府機関や他援助機関・NGO等への発信

本事業では、実施体制に含まれる機関以外に様々な関係者を広く巻き込むことで防災の主流化が図られ、DMCの能力向上にも貢献することから、重要なスリランカ政府機関、他援助機関・NGO等が、本事業に関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行うこと。特に、本プロジェクトが取り組む事業や作成されるガイドライン等は、先方政府の承認を得たのち、他の市・町や他援助機関に採用され、広く普及されることが期待されるため、その実現のための広報を行うこと。

### ③ JICA ウェブサイト等を通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐり、JICA 技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に1か月に1回以上 JICA へ進捗を報告することを想定しているが、情報発信手段についてプロジェクト開始後に JICA と相談の上決定すること。また、ODA 見える化サイトに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真を JICA に対して適時提供すること。

### ④ 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で使えるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提出する。撮影に当たっては、本事業の成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるものや日本側とスリランカ側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属するものとする。

#### （17）他援助機関・国際機関との情報共有・連携

スリランカでは、国連防災機関（UNDRR）、世界銀行等が防災分野の支援を実施していることから、これら他援助機関の動向を把握し、本プロジェクトがこれら先行事例を活用できるよう、他援助機関と協議、意見交換と十分な調整を行いながら実施すること。

また、JICA は UNDRR と業務協力協定を締結しており、UNDRR が行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。上記（9）のとおり、本プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際には UNDRR の本部（在ジュネーブ）、アジア太平洋地域事務所（在バンコク）に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。併せて、DMC がスリランカ国内において UNDRR を招へいするイベントを開催する場合は、上記協定に基づき JICA が本プロジェクトの成果を発信できるよう、JICA になるべく前もって情報提供すること。

#### （18）スリランカにおける祝日やモンスーン期を考慮した活動計画の提案

スリランカにおける4月中旬頃の新年明けに係る祝日期間及び災害が多発する4月～5月及び10月～11月頃のモンスーン期を考慮して、団員派遣・活動計画を提案すること。

#### （19）気候変動適応策

本プロジェクトにおける災害リスク評価及び防災計画策定等にあたっては、スリランカにおける気候変動の影響により増大することが予想される降雨の影響について、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）での最新情報、既存の調査・研究の情報収集・分析を行うとともに、スリランカの気候変動ポリシーをレビューし、最新の検討状況を踏まえ、気候変動への適応の観点からの検討を行うこと。

## 6 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始時にカウンターパートの能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要と判断された場合は業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

### （1）全体に係る活動

#### ① 業務計画書の作成・協議

コンサルタントは共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約日の10営業日以内にJICAに対して提出し、承諾を得る。

#### ② ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる経緯、詳細計画策定結果並びに業務計画書等を踏まえ、プロジェ

クト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、第1回現地派遣までに JICA に説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、第1回現地派遣時にスリランカ側関係者へ説明を行った後、ベースライン調査（下記③参照）の結果を踏まえて修正したワークプラン（案）及び PDM（案）を、第1回 JCC にてスリランカ側と協議の上、合意する。

### ③ 事業効果測定のためのベースライン及びエンドライン調査の実施

事業効果を測定することを主目的に、PDM の指標に係るデータを収集するための簡易なベースライン及びエンドライン調査を実施する。ベースライン調査はプロジェクト開始直後から1か月以内、エンドライン調査はプロジェクト終了3か月前を目処に実施し、取りまとめた調査結果は提出する報告書等に記載する。また、ベースライン調査においては、活動1-1、1-3、2-1、2-3、2-4、3-1に関する現状に係る情報収集と課題分析及びパイロット活動を実施する DS Division・LA を決定するために必要な情報収集を実施し、その検討結果を第1回 JCC で報告する。なお、PDM の指標以外に収集すべきデータがある場合はその内容と理由を含めてプロポーザルにて提案すること。

### ④ JCC 開催支援と進捗説明

議長である災害管理担当省次官が JCC を円滑かつ予定どおり開催するため、コンサルタントはカウンターパートが行う R/D に定められた JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認及び支援を行うこと。第1回 JCC についてはプロジェクト開始2か月以内を目処に実施し、そこでプロジェクト期間中の大まかな JCC の開催時期について確認を行い、以後 JCC にて次回分の実施時期を合意すること。JCC においては Monitoring Sheet を活用し、カウンターパートと手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得ること。

### ⑤ 本邦研修の実施

本プロジェクトにおいては、2020年度に防災の主流化に係る本邦研修を1回、2021年度に地方防災計画、流域管理に係る本邦研修を各1回、それぞれ2週間程度で TWG メンバー10名程度を対象に実施する。

コンサルタントは、実施にあたって「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に記載される「実施業務」を担当することから、実施に係る経費を見積に含める。実施にあたっては研修・招へいの趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について長期専門家、JICA スリランカ事務所及びスリランカ政府関係者と協議・調整すること。また、研修参加者・招へい者の人選、必要書類の取付等、研修員受入・招へいに関する支援・調整を行うこと。

#### （2）成果1に関する活動

##### 【第1期契約】

#### ① 国家・地方レベルにおける現状の開発事業の選定・予算配賦・調整メカニズムのレビュー（活動1-1）

成果2、成果3、成果4において国家及び地方レベルにおいて防災主流化を促進していくため、必要な行政プロセスの把握、実施体制の検討、適切な支援方法の検討、課題の抽出に必要な情報を収集する。収集した情報は日本側及びスリランカ側で参照できるように報告書として取りまとめる。なお、調査方法及び現時点で想定される防災主流化を進めるうえでの行政プロセス上の課題について、プロポーザルにおいて提案すること。

#### ② TWG を設置し、構成員の役割と責任を明確化（活動1-2）

上記1-1で得た情報から、効果的・効率的に本プロジェクトの目的を達成するために最適な機関より適切な人選を行い、各成果の活動を実施する TWG を設置する。TWG 設置に向けて TOR を作成し、各機関からの構成員の役割を明確化すること。また、現在承認待ちの状態である、スリランカ新洪水管理法案に記載されている新設の組織構成を念頭に置き、TWG が



将来的に法的根拠を持った組織となるように留意すること。TORの作成方針について、プロポーザルにおいて提案すること。

- ③ ケラニ川流域における既存の調整メカニズムと現状、DRR関係機関の能力、役割・所掌、既存取り組み、投資計画、過去の災害記録、都市開発計画等を整理（活動1-3）

成果3、成果4の活動を実施するうえでのパイロット活動対象地の選定基準及び具体的な活動実施方法の見直しに必要な情報を収集する。収集した情報は日本側及びスリランカ側で参照できるように報告書として取りまとめる。なお、調査方法及び現時点で想定されるパイロット活動を実施する上で課題について、プロポーザルにおいて提案すること。

- ④ ケラニ川流域におけるパイロット DS Division・LAを選定（活動1-4）

上記③の情報整理結果をもとに、上記5.（5）において言及したようにパイロット DS Division、LAの選定基準を作成し、TWGにおいて議論してパイロット DS Division、LAを決定する。

#### 【第2期契約】

- ⑤ 成果3、4の活動の教訓を通じて、プロジェクト成果を他流域に展開するための実施計画と実用的なガイドラインを作成（活動1-5）

本プロジェクト内では、地方防災計画策定を含む防災主流化促進の仕組みを構築し、パイロット的にケラニ川流域において適用した結果を反映して仕組みを強化することを目標としている。そして、本プロジェクト上位目標にもあるとおり、プロジェクト終了後に他の主要河川流域において同仕組みが適用されることが最終的な目的であるため、既往災害被害の大きさや人口・資産の集積度合い等を考慮した他河川流域への展開を優先順位付けした計画を作成するとともに、本プロジェクト成果をプロジェクト関係者以外にも活用できるように実用的、実務的なガイドラインを整備する。展開計画の作成方針及びスリランカにおいて継続的に活用されるためのガイドライン作成方針について、プロポーザルにて提案すること。

#### （3） 成果2に関する活動

##### 【第1期契約】

- ① 関係機関がNPDの開発事業申請書を作成するための、災害リスク評価・防災主流化マニュアルをDMCの防災主流化ガイドラインに沿って開発（活動2-1）

既存のDMCが作成した防災主流化ガイドライン及びNPDが各省庁に提出・審査を課している開発事業申請書の内容をレビューする。そして、各省庁の開発事業申請書における防災関連項目への記入状況の調査及び各省庁への記入に係る課題のヒアリングを行うなど情報収集を行い、開発事業に防災の視点を導入するための課題を分析する。また、NPDの同申請書で収集した防災に関する情報の活用・分析状況のレビューを行う。

以上を踏まえ、開発事業申請書及び防災主流化ガイドラインとの整合性を取りつつ、各省庁向けの抽出した課題の解決に資する災害リスク評価・防災主流化マニュアルを作成する。さらに、NPDの同申請書の防災に係る項目内容の修正及びDMCによる同申請書から得られる防災に関する情報の活用方法を検討する。

- ② 上記マニュアルについて、NPDの承認の上、ワークショップを通じて関係機関への周知と研修を実施（活動2-2）

5.（9）において言及しているとおり、上記①で作成したマニュアルをNPDにより承認されるよう働きかけを行う。承認後、各省代表者を集めてマニュアル内容紹介のためのワークショップを行い、マニュアルの重要性を周知する。そして、マニュアルに記載された災害リスク評価及び開発事業申請書の防災に係る項目の記入について、各省庁の開発事業申請書作成担当者に向けて研修を実施し、マニュアルの活用を通じた防災の視点の開発事業への導入を促す。

- ③ 上記マニュアルを DS Division 向けに改訂したうえで、ケラニ川流域全ての DS Division を対象とした事業提案に係る研修を実施（活動 2-3）

成果 4 において、パイロット DS Division 地方防災計画に含まれる事業を所掌する中央省庁へ DS Division から提案する際に、開発事業申請書への記入を見据えて災害リスク評価に基づく事業提案を DS Division からできるようにするべく、災害リスク評価・防災主流化マニュアルをもとに、DS Division 向けのマニュアルを作成する。改訂に際して、6. (1) ①において収集した、DS Division による開発事業の提案状況及び提案に係る行政プロセス情報から、DS Division による事業提案に係る課題の分析及び解決策を検討し、DS Division の能力に見合うようにマニュアルに記載する。また、ケラニ川流域全体において防災主流化を促進するため、流域内全 DS Division 担当者を対象として、マニュアル内容実践に係る研修の内容を検討し、実施する。

- ④ DMC が作成した防災主流化マニュアルを LA 向けに改訂したうえで、ケラニ川流域の全ての LA を対象とした防災主流化に係る研修を実施（活動 2-4）

成果 4 において、パイロット地域の地方防災計画に含まれる LA の実施すべき事業を、自身の開発計画及び年次予算計画へ反映する際に参照できるように、防災主流化マニュアルをもとに、LA 向けのマニュアルを作成する。改訂に際して、6. (2) ①において収集した、LA の開発計画及び年次予算計画の現状と計画策定に係る行政プロセス情報をもとに、LA による防災主流化促進に係る課題の分析及び解決策を検討し、LA の能力に見合うようにマニュアルに記載する。また、ケラニ川流域全体において防災主流化を促進するため、流域内全 LA の開発計画、年次予算計画作成担当者を対象として、マニュアル内容実践に係る研修の内容を検討し、実施する。

#### 【第2期契約】

- ⑤ 成果 4 の活動の教訓をもとにして、DS Division・LA 向けマニュアルを最終化（活動 2-5）

活動 2-3 及び活動 2-4 で作成したマニュアルを参照して成果 4 の活動を実施し、得られた課題や教訓を反映して同マニュアルを改訂、最終化する。

#### （4）成果 3 に関する活動【第 1 期契約】

- ① 既存の流域投資計画に基づいて同計画の進捗と人口増を考慮し、ケラニ川流域における災害リスクと想定被害について短期・中期・長期で評価（活動 3-1）

CRIP の成果物である流域投資計画及び流域災害リスク評価情報及び CResMPA の進捗情報を踏まえつつ、災害の発生頻度と活動 1-1 で収集した都市計画等情報をもとに流域の将来的な発展を考慮し、流域の災害リスクと想定被害を時系列に応じて評価する。灌漑局と共に、計画の妥当性についても検討する。

- ② 既存の開発計画を考慮の上、ケラニ川流域のリスク軽減のために必要な構造物対策・非構造物対策を特定（活動 3-2）

上記①で評価した災害リスクに対し、既存の開発計画による災害リスク増減を加味したうえで、災害リスクを軽減するために必要と考えられる構造物対策・非構造物対策を特定する。

- ③ 活動 3-2 で整理されたケラニ川流域のリスク削減のための必要な構造物対策・非構造物対策の優先付けを行い、短期・中期・長期防災計画（ケラニ川流域防災計画）を策定（活動 3-3）

上記②で特定した構造物対策・非構造物対策について、対策によって軽減される災害リスクの度合いと現状の被害の度合い等を考慮して優先順位付けを行う。優先順位に従い、構造物対策・非構造物対策事業のタイムスパンを考慮した流域全体での事業実施計画を、ケラニ川流域戦略として策定する。

- ④ 上記計画をケラニ流域内の各県調整委員会において協議し、既存の県災害管理計画に含まれる減災計画として反映（活動 3-4）

上記③で策定した流域戦略に含まれる事業について、流域内の各県が持つ災害管理計画へ組み込む。県調整委員会を通じて、流域戦略の県災害管理計画への反映の調整及び承認、県内の DS Division、LA 等へ共有することを想定する。また、流域各県代表者の協議・情報共有を行う場を設置し、必要に応じて各県の地方防災計画の内容の調整を図る。災害リスク削減のための事業が取り入れられた県防災管理計画を県レベルの地方防災計画とする。

#### （5）成果 4 に関する活動

##### 【第 1 期契約】

- ① 成果 3 により策定されたケラニ川流域防災計画に基づいて、パイロット DS Division・LA が実施すべき施策を選定（活動 4-1）

成果 3 で策定された流域戦略を反映したパイロット DS Division・LA を含む県の防災管理計画の内容を踏まえ、パイロット DS Division・LA が実施すべき事業を選定する。事業によって対策によって軽減される災害リスクの度合いと現状の被害の度合い等を考慮して優先順位付けを行うことを想定する。また、事業実施による災害リスク削減の時系列変化に応じて、必要となる残余リスクへの対応事業を含める。

- ② ケラニ川流域防災計画を DS Division 調整委員会において協議し、既存の DS Division 防災計画に含まれる減災計画として反映（活動 4-2）

上記①で選定した事業をパイロット DS Division が持つ既存の防災計画に組み入れる。DS Division 調整委員会を通じて、LA と計画内容の調整及び承認を行うことを想定する。承認された計画を DS Division レベルの地方防災計画とする。

##### 【第 2 期契約】

- ③ 活動 2-3 で作成されたマニュアルに基づき、パイロット DS Division が 4-1 の施策について、各関係省庁へ事業提案（活動 4-3）

上記②で策定された地方防災計画に含まれる事業について、統治ラインで実施すべきものを DS Division から担当中央省庁へ実施提案を行うよう働きかけを行う。提案の際は、スリランカ政府予算とともに、ドナー資金の活用による実施も検討する。また、活動 2-3 で作成されたマニュアルを使用して事業提案を行うように DS Division へ働きかけ、実際の事業提案を通じて得られた課題や教訓を TWG へフィードバックする仕組みづくりを検討すること。

- ④ 活動 2-4 で作成されたマニュアルに基づき、LA は活動 4-1 で選定された事業を開発計画及び年次予算書に反映（活動 4-4）

上記②で策定された地方防災計画に含まれる事業について、LA が実施すべきものについて、活動 2-4 で作成された防災主流化マニュアルを参照して、LA の開発計画及び年次予算計画へ反映するための働きかけを行う。本活動から得られた課題や教訓を TWG へフィードバックする仕組みづくりを検討すること。

- ⑤ DS Division 調整委員会を通じて、DS Division 及び LA の事業提案、計画実施の進捗をモニタリング（活動 4-5）

地方防災計画実施のために、DS Division における事業提案及び LA による事業予算化・実施に係る進捗を、DS Division 調整委員会においてモニタリングを行う。モニタリングを行うための指標及び調査方法を検討する。また、モニタリング結果を DMC へ共有する仕組みづくりも検討する。

## 7 報告書等

### （1）報告書

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。

【第1期契約】

報告書	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく)	第一期契約締結後 10 日以内	和文 3 部 電子データ (メール等による送付)
ワークプラン	第一期契約締結後 1 か月以内	英文 3 部 電子データ (メール等による送付)
Monitoring Sheet	プロジェクト開始後 2 か月以内 及びプロジェクト開始後 6 か月ごと	各 Monitoring Sheet につき 英文 3 部
プロジェクト進捗概要資料	Monitoring Sheet 提出と同じ	和文・英文 電子データ (メール等による送付)
第 1 期契約業務完了報告書	第 1 期契約終了時	和文 3 部 英文 3 部

【第2期契約】

報告書	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく)	第 2 期契約締結後 10 日以内	和文 3 部 電子データ (メール等による送付)
ワークプラン	第 2 期契約締結後 1 か月以内	英文 3 部 電子データ (メール等による送付)
Monitoring Sheet	プロジェクト開始後 6 か月ごと (第 2 期契約開始後分)	各 Monitoring Sheet につき 英文 3 部
プロジェクト進捗概要資料	Monitoring Sheet 提出と同じ	和文・英文 電子データ (メール等による送付)
事業完了報告書 (Project Completion Report)	プロジェクト終了時 (英文は C/P と協働で作成した ドラフトをプロジェクト終了 3 か月前に提出し、JICA からのコ メントを受けて最終化)	和文 5 部 英文 10 部 CD-ROM 3 部
事業完了報告書別冊	プロジェクト終了時 (コンサルタントチーム内で作 成、内部資料とする予定)	和文 3 部 英文 3 部 電子データ (メール等による送付)

事業完了報告書については、製本することとし、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の使用については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書等は簡易製本及び電子媒体での提出とする。第1期契約及び第2期契約における各報告書の記載項目（案）は、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

## （2）各報告書の位置づけ

- ① 業務計画書  
共通仕様書の規定に基づき、本プロジェクトに含まれる業務内容について記載する。
- ② ワークプラン  
業務開始から1ヵ月後を目途に、C/Pの現状・課題をある程度把握した上で、プロジェクトの活動内容を確定させ、ワークプランに記載する。
- ③ Monitoring Sheet  
定期的にPDMの達成状況のモニタリングを実施し、その結果を記載する。
- ④ プロジェクト進捗概要資料  
プロジェクト全体の概要（プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ）及びプロジェクト全体の進捗について、外部発信用として図表を取り入れ分かりやすいようにA4版2枚（両面1枚）でまとめた資料（パワーポイントを推奨）を日・英で作成する。また別途各成果の概要と進捗、今後の取り組みについても、各A4版2枚（両面1枚）でまとめた日・英資料（パワーポイントを推奨）も作成し、上記資料を併せてプロジェクト進捗概要資料としてJICAへ提出する。各ページ左下にJICAのロゴを記載すること。
- ⑤ 第1期契約業務完了報告書  
第1期契約終了時にコンサルタントチーム内で作成し、JICAへのみ提出する。第1期契約期間内のPDM達成状況及び活動報告、具体的な技術移転の内容と、第2期契約に向けた課題及びその解決策等を記載する。
- ⑥ 事業完了報告書（Project Completion Report）  
プロジェクト終了時に、事業進捗報告書の内容も踏まえつつ、活動報告、PDMの達成状況、具体的な技術移転内容と今後C/Pが実施していく事項等記載する。
- ⑦ 事業完了報告書別冊  
プロジェクト事業完了報告書とは別に、コンサルタントチーム内で作成し、JICAへのみ共有する。プロジェクト活動における先方政府の対応の問題点や今後の課題、直面した困難と解決策並びに今後のスリランカにおける防災分野の協力の方向性及び現場での活動への提言等を記載する。

## （3）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を、Monitoring sheet 又は事業完了報告書に添付して提出することとする。各資料の作成に当たっては、記載項目について適宜JICAとコンサルタントで協議、確認すること。

### 【第1期契約】

- ① 行政プロセス調査報告書（活動1-1）
- ② ケラニ川流域詳細調査報告書（活動1-3）
- ③ 災害リスク評価マニュアル
- ④ 防災主流化マニュアル
- ⑤ DS Division 向け災害リスク評価マニュアル案
- ⑥ LA 向け防災主流化マニュアル案
- ⑦ 地方防災計画（ケラニ川流域全県）
- ⑧ 国際会議等における成果発信資料

### 【第2期契約】

- ① DS Division 向け災害リスク評価マニュアル最終版

- ② LA 向け防災主流化マニュアル最終版
- ③ 地方防災計画（パイロット 4DS Division）
- ④ LA 開発計画・年次予算計画（2023 年度・2024 年度のパイロット 4LA 分）
- ⑤ プロジェクト成果展開計画
- ⑥ プロジェクト成果活用ガイドライン
- ⑦ 国際会議等における成果発信資料

（4）コンサルタント業務従事月報（第 1 期契約・第 2 期契約共通）

コンサルタントは共通仕様書第 7 条に基づき、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含むコンサルタント業務従事月報を JICA に提出する。月報の記載にあたっては、具体的かつ分かりやすい内容となるよう留意すること。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真（あれば）
- ③ 業務フローチャート

（5）安全管理（第 1 期契約、第 2 期契約共通）

- ① 安全対策ガイダンス（配布資料）及び安全対策検討シート（配布資料）を参照して安全対策に係る費用を検討すること。
- ② 現地調査/業務の実施に際しては、最新の JICA の安全対策措置を遵守すること。現行の措置に基づき、スリランカ渡航前・渡航後には必要な手続きを取ると共に、これらの実施状況を JICA 所定の書式により渡航前に予め連絡し、JICA の承認を得ること。現行の手続きは以下のとおり。

（渡航前）

- ア） JICA が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務主任は、必ず初回現地渡航前までに「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。
  - イ） JICA 安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：現地渡航前に必ずブリーフィングを受けること。
  - ウ） 外務省「たびレジ」への登録：現地渡航前に必ず登録を行うこと。
  - エ） 本事業従事者は現地渡航 10 日前までにスリランカ事務所へ、現地活動計画を送付する。
- ③ 現地調査/業務期間中は、現地の治安状況について JICA スリランカ事務所より十分に情報収集を行い、連絡を密にとること。また、スリランカ国内での安全対策については JICA スリランカ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を JICA スリランカ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査/業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA スリランカ事務所に報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、宿泊場所や執務場所についても、JICA スリランカ事務所と協議の上、決定し確保すること。

（6）その他提出物（第 1 期契約・第 2 期契約共通）

- ① 防災情報  
JICA が定める様式によりスリランカの防災に係る基礎情報をとりまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後 1 年ごとに提出する。
- ② 議事録等  
先方政府との間で、プロジェクトの進捗や計画の変更等に係る重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を作成し、JICA に速やかに提出する（活動の中で日常的に行う協議ややり取りについては、概要を月報へ記載すること）。JICA が別途開催する本プロジェクトに関連する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、JICA が指定する様式により A4 版 4 枚以内に取りまとめ、会議開催後 3 営業日以内

に JICA に提出する。

③ 先方政府への提出物

スリランカ政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

## 第4 業務実施上の条件

### 1 業務工程計画

本契約は、以下のとおり第1期と第2期に区分してプロジェクト業務を実施する（先方政府と協力期間を48か月とすることで合意済み）。

【第1期：2020年3月～2022年9月】

【第2期：2022年9月～2024年3月】

このため、第1期契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て第2期契約書を締結することとする。

### 2 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途 約68.45MM（うち、第1期 56.05MM）

（2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は、以下に示す分野を担当するコンサルタントの配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切なコンサルタントの配置、構成をプロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付を提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任／防災・流域管理（2号）
- ② 災害リスク評価
- ③ 防災研修プログラム
- ④ 治水／水関連災害計画（2号）
- ⑤ 防災制度
- ⑥ 地方防災計画策定
- ⑦ 開発計画/防災投資
- ⑧ 防災事業実施監理

### 3 対象国の便宜供与

2019年11月15日に署名したR/Dに基づき、カウンターパートの配置、事務所スペースの提供等が確保される。その他一般的な情報提供が得られる予定。

### 4 配布資料／閲覧資料

（1）配布資料

- ① スリランカ「流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災主流化促進プロジェクト」詳細計画策定結果
- ② 詳細計画策定結果報告書（案）
- ③ 署名済みR/D
- ④ 「8ステップ-地方防災計画の策定に係る実践手法（8 STEPS –Practical Method for Developing Local DRR Strategies/Plans-）」
- ⑤ CRIP 報告書
- ⑥ 安全対策ガイダンス
- ⑦ 安全対策検討シート
- ⑧ 「防災セクター情報収集・確認調査（2016-2017）」報告書
- ⑨ 「気候変動に対応した防災能力強化プロジェクト」（2010年～2013年）業務完了報告書
- ⑩ 「コロombo都市圏雨水排水計画策定プロジェクト」（2019年～2021年）詳細計画策定結果



## (2) 公開資料

- ① 仙台防災枠組 2015-2030  
[http://www.preventionweb.net/files/43291\\_sendaiframeworkfordrren.pdf](http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf)
- ② 仙台防災枠組の指標及び用語集  
[http://www.preventionweb.net/files/resolutions/N1702972\\_en.pdf](http://www.preventionweb.net/files/resolutions/N1702972_en.pdf)  
[http://www.preventionweb.net/files/50683\\_oiewgreportenglish.pdf](http://www.preventionweb.net/files/50683_oiewgreportenglish.pdf)
- ③ 仙台防災枠組モニタリングに係るテクニカルガイダンス  
<https://www.UNDRR.org/we/inform/publications/54970>
- ④ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き（防災／災害復旧・復興）  
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>

## 5 現地再委託

プロジェクト活動に係る業務について、現地に経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等がある場合、それらの機関や組織に再委託して実施することができる。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業務の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、見積もりについては本見積もりにて計上すること。

## 6 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICA スリランカ事務所、在スリランカ日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また JICA スリランカ事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

## 7 その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

### (2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

### (3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上